

国民健康保険・長寿（後期高齢者）医療制度からのお知らせ

●保険料を年金引落しで納めている方へ

4月・6月・8月に支給される年金から引落しになる保険料額のお知らせを、4月1日(水)にお送りします。

21年度の国民健康保険料や長寿（後期高齢者）医療保険料は、21年度の住民税の課税状況（20年中の所得）に基づいて決まります。

▼国民健康保険の方：21年度の住民税は6月に確定するため、今回は21年2月引落としと同額が記載されています。21年度住民税確定後に、保険料額

を精算し、6月中旬に精算後の金額をお知らせします。

▼長寿（後期高齢者）医療制度の方：21年度の住民税は6月に確定するため、今回は20年度の住民税の課税状況（19年中の所得）から仮に計算した保険料額が記載されています。21年度住民税確定後に保険料額を精算し、7月中旬に精算後の金額をお知らせします。

●口座振替に変更できません
保険料の年金からの引落としは、申し出により、8月以降から口座振替に変更

●保険料を年金引落し以外で納めている方へ
21年度住民税確定後に保険料額を計算し、国民健康保険料は6月中旬、長寿（後期高齢者）医療保険料は7月中旬にお知らせします。

【問合せ】▼国民健康保険料：医療保険年金課国保収納係（本庁舎4階）☎（5273）4158へ。

▼長寿（後期高齢者）医療保険料：医療保険年金課高齢者医療係（4月1日(水)から高齢者医療担当課高齢者医療係）（本庁舎4階）☎（5273）4562へ。

国民健康保険 高齢受給者証を お送りしました

●負担割合が「2割」の方の「1割据え置き」を、22年3月31日まで延長

現在、高齢受給者証の負担割合が「2割」（ただし、平成21年3月31日までは1割）と記載されている方は、受給者証有効期限の21年7月31日まで「1割」となります。そのため、「2割（ただし、平成21年7月31日までは1割）」と記載した新しい受給者証を、3月24日にお送りしました。

4月1日(水)～7月31日(金)は、今回お送りした高齢受給者証と国民健康保険証を併せて医療機関等に提示してください。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係（本庁舎4階）☎（5273）4146へ。

東京都後期高齢者医療 広域連合から

1月29日、同連合議会定例会で、21年度予算案と条例が可決されました。

●21年度予算 左表のとおり

21年度予算額	9410億6197万7千円
一般会計	特別会計
42億7003万円	9367億9194万7千円
▶主な歳入…区市町村からの事務費負担金41億9552万円	▶主な歳入…社会保険診療報酬支払基金（現役世代）からの交付金4392億2000万円
▶主な歳出…特別会計への繰出金36億9036万円5千円	▶主な歳出…医療費9290億5375万3千円

●東京都後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

【主な内容】▼被用者保険（健康保険組合・協会けんぽ等）の被扶養者の均等割9割軽減と所得割軽減を、21年度も継続します。

▼20年度に均等割が8割軽減となっていた世帯のうち、被保険者全員が年金収入のみで年金の額が80万円以下の世帯は9割軽減とし、それ以外の世帯は7割軽減とします。

【問合せ】同連合企画調整課☎（3222）4499へ。

※東京都後期高齢者医療広域連合は、「長寿（後期高齢者）医療制度」の運営主体として19年3月1日に設立された特別地方公共団体で、東京都内の62区市町村が加入しています。

区社会福祉協議会 助成団体を募集

歳末たすけあい募金を主な財源に、地域の皆さんの活動を応援します。助成内容等詳しくは、お問い合わせください。

【助成金の種類】①ふれあいのまちづくり事業助成金、②ボランティア団体助成金、③福祉団体等地域福祉活動助成金。金額は助成金の種類により異なります。

【対象】区内で活動する福祉団体・市民活動団体・当事者団体ほか

【主な対象事業】▼地域福祉の視点が盛り込まれた行事や活動、▼ふれあい・いきいきサロンの運営、▼地域福祉に関する講演会・学習会、▼障害者

●難病患者など当事者団体の活動、▼施設改修・備品購入ほか

【申込み】事前連絡の上、所定の申請書を4月1日(水)～5月29日(金)（土・日曜日、祝日等を除く）に区社会福祉協議会法人経営課（高田馬場1-17-20、戸塚特別出張所2階）☎（5273）2941へお持ちください。申請書は同協議会で配布するほか、同協議会ホームページからも取り出せます。

3月28日(土)・4月4日(土) 区役所本庁舎の一部の窓口を開きます

3月下旬～4月上旬は、引っ越しなどに伴う転入・転出の届け出等においてでなる方で窓口が大変込み合います。また、平日に来庁できない方のため、土曜日に一部の事務を取り扱います。

【開設日時】3月28日(土)・4月4日(土)、いずれも午前9時～午後5時
※他の機関に確認が必要なものなど、取り扱えない場合があります。
※来庁の際は、本庁舎1階の出入口をご利用ください。第1分庁舎やサブナードからの連絡通路は利用できません。

取り扱い事務	開設場所・問合せ
転入・転出・転居の届け出（日本国籍の方のみ）	戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階) ☎（5273）3601
印鑑登録・廃止の届け出	
証明書の発行	
住民票の写し、住民票記載事項証明書	戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階) ☎（5273）3601
不在住証明書	
印鑑登録証明書	
戸籍の附票の写し	
戸籍・除籍謄抄本、戸籍・除籍記載事項証明書	戸籍住民課戸籍係(本庁舎1階) ☎（5273）3509
身分証明書	
不在籍証明書	
外国人登録原票記載事項証明書	戸籍住民課外国人登録係(本庁舎1階) ☎（5273）4094

※住民基本台帳カード、電子証明書、広域交付住民票の写しの交付は取り扱いません。
※請求できる方は、住民票の写し・外国人登録原票記載事項証明書は本人か本人と同一世帯の家族の方、戸籍謄本等は記載されている方とその配偶者・直系血族の方に限ります。
※窓口に来る方の本人確認ができる書類を必ずお持ちください。また、代理人の方は委任状もお持ちください。本人確認資料が不足すると、届け出や証明書の請求をお受けできない場合があります。詳しくは、事前に担当係にお問い合わせください。

【本人確認書類】
●1点でよいもの…運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード（写真付き）・身体障害者手帳・外国人登録証明書など
●2点必要なもの…健康保険証・後期高齢者医療被保険者証・介護保険被保険者証・年金手帳・住民基本台帳カード（写真なし）・学生証（写真付き）など

取り扱い事務	開設場所・問合せ
国民健康保険	
資格の取得（退職証明書または資格喪失証明書が必要）、資格の喪失（職場の健康保険証が必要）、被保険者証等の再交付	医療保険年金課国保資格係（本庁舎4階）☎（5273）4146
療養費・出産育児一時金・高額療養費・葬祭費の申請受付	医療保険年金課国保給付係（本庁舎4階）☎（5273）4149
保険料の収納、保険料過誤納金の還付、口座振替依頼書の受付	医療保険年金課国保収納係（本庁舎4階）☎（5273）4158
保険料の納付相談	▶3月28日(土)の開設場所・3月中の問合せ…医療保険年金課国保整理係（本庁舎4階）☎（5273）3873 ▶4月4日(土)の開設場所・4月からの問合せ…医療保険年金課納付相談係（本庁舎4階）☎（5273）3873
国民年金	
資格関係届の受付、保険料免除申請、保険料学生納付特例申請の受付	医療保険年金課年金係（本庁舎4階）☎（5273）4532
長寿（後期高齢者）医療制度事務全般	▶3月28日(土)の開設場所・3月中の問合せ…医療保険年金課高齢者医療係（本庁舎4階）☎（5273）4562 ▶4月4日(土)の開設場所・4月からの問合せ…高齢者医療担当課高齢者医療係（本庁舎4階）☎（5273）4562
児童手当・子ども医療費助成の申請受付	子どもサービス課子ども医療・手当係（本庁舎2階）☎（5273）4546

3月末・4月初めは 戸籍住民課の窓口が込み合います

3月27日(金)～4月6日(月)のほか、月・金曜日や祝日等の翌日は窓口が大変込み合うため、長時間お待ちいただくことがあります。時間に余裕を持っておいでいただくよう、ご理解とご協力をお願いします。

転入・転出の届け出、印鑑登録の手続き、住民票・戸籍謄抄本等の発行は、特別出張所でも取り扱っています。ご利用ください。

【問合せ】戸籍住民課住民記録係（本庁舎1階）☎（5273）3601・特別出張所へ。